

令和8年度県統計調査年間計画表 (神奈川県統計調査条例に基づくもの)

番号	所 属	県統計調査の名称	新規 継続	実施 時期	周期	報告を求める事項	調査対象の範囲	報告者数	報告者の 選定方法
1	政策局 地域政策課	転入者アンケート(協力市町村による調査)	継続	令和8年1月5日以降、 転入届の提出の都度	転入届提出の都度	ア 転入のきっかけ イ 転入を意識した動機 ウ 転入先の市町村の情報を収集するために「行動したこと」や「使用した媒体等」 エ 転入先の市町村を選ぶ際に決め手となったこと オ 年齢、転入前の住所及び転入の時期等 (注) 上記事項のほか、市町村が、神奈川県と協議の上、独自の調査事項を追加することを可能とする。	(1) 地域的範囲 神奈川県全域(調査の実施に協力が得られる市町村の区域に限る。) (注) 市町村の事情により、調査への協力の可否は、適宜変更を可能とする。 (2) 属性的範囲 世帯。上記(1)の市町村において、転入届(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に規定する届出をいう。)を提出する者。	約20,000世帯	全数
2	政策局 統計センター	県民経済計算推計に関する特別調査	継続	令和8年12月10日から 令和9年1月29日	年	・財政収支調査(令和7年度の歳入・歳出決算額)： (甲) 国の機関(一般会計及び非企業特別会計を対象)、(乙) 国の機関(企業特別会計を対象)、公団・公庫・事業団及び独立行政法人(財政収支調査(丙)の対象となる機関を除く)、(丙) 一般政府に分類される独立行政法人・国立大学法人 ・事業実績調査：共済組合、鉄道(モノレール及びロープウェイを含む)事業(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び、日本貨物鉄道株式会社は除く)、ガス事業	(1) 地域的範囲 神奈川県内全域 (2) 属性的範囲 県内に所在し又は事業の拠点等を有し、調査の種類別に、別表の調査範囲欄に該当する事業所又は企業の全数を対象とする	約170件	全数
3	政策局 統計センター	神奈川県人口統計調査	継続	毎月1日～18日	月	男女別人口、出生者・死亡者数、転入者・転出者数、世帯数	(1) 地域的範囲 神奈川県内全域 (2) 属性的範囲 地方公共団体(県内市町村)	33市町村	全数
4	政策局 統計センター	神奈川県年齢別人口統計調査	継続	令和9年1月1日から令和9年2月28日	年	出生年別の出生者数、転入者数、転出者数及び死亡者数	(1) 地域的範囲 神奈川県内全域 (2) 属性的範囲 地方公共団体(県内市町村)	33市町村	全数
5	政策局 統計センター	神奈川県工業生産統計調査	継続	毎月10日	月	ア 月間生産高、出荷高の数量及び金額 イ 月末在庫の数量	(1) 地域的範囲 神奈川県全域 (2) 属性的範囲 神奈川県工業生産統計調査実施要項 別表に掲げる製造品を生産する事業所	36事業所	有意抽出
6	政策局 統計センター	令和7年サービス業県外売上額等調査	継続	令和8年9月1日から9月30日	1回限り	売上額(県内・県外・国外別)	(1) 地域的範囲 神奈川県全域 (2) 属性的範囲 「令和6年経済センサス基礎調査」の産業分類「G 情報通信業」「K 不動産業、物品賃貸業」「L 学術研究、専門・技術サービス業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」のうち、別途定める調査対象業種に該当する事業所	1,500事業所	有意抽出

7	政策局 統計センター	令和7年製造業物流流通調査	継続	令和8年11月1日から11月30日	1回限り	生産額、県内・県外・国外出荷額	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」(細分類2122生コンクリート製造業を除く。)のうち、別途定める品目を生産している事業所	1,500事業所	有意抽出
8	文化スポーツ観光局 国際課	神奈川県内大学等在籍留学生調査	継続	令和8年7月1日～8月31日	年	ア 留学生の人数 イ 留学生の出身国・地域 ウ 留学生の居住地区 エ その他必要と認められる事項	(1)地域的範囲 神奈川県内全域 (2)属性的範囲 神奈川県内大学等在籍留学生調査 実施要綱第3条に規定する神奈川県内の大学等	約230校	全数
9	文化スポーツ観光局 観光課	神奈川県入込観光客調査	継続	令和8年1月～12月	四半期ごと	ア 地域別入込観光客数(日帰り、宿泊別) イ 市町村の月別入込観光客数及び観光客消費額 ウ 主要観光地、主要観光施設、主要観光行事別の観光客数	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 市町村	33市町村	全数
10	文化スポーツ観光局 観光課	観光客消費動向等調査	継続	① 春季 令和8年5月から6月までの土曜日、日曜日及び休日のうち1日以上 ② 夏季 令和8年7月から8月までの土曜日、日曜日及び休日のうち1日以上 ③ 秋季 令和8年10月から11月までの土曜日、日曜日及び休日のうち1日以上 ④ 冬季 令和9年1月から2月までの土曜日、日曜日及び休日のうち1日以上	四半期ごと	ア 回答者の属性 イ 訪問目的 ウ 訪問地及び訪問の順序 エ 宿泊地及び宿泊日数 オ 利用交通手段 カ 消費額 キ 情報源 ク 不満点 ケ その他回答者の旅行実態に関する事項	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 神奈川県に来訪した国内観光客	5,000件以上	有意抽出
11	文化スポーツ観光局 観光課	外国人観光客実態調査	継続	① 春季 令和8年5月から6月までのうち1日以上 ② 夏季 令和8年7月から8月までのうち1日以上 ③ 秋季 令和8年10月から11月までのうち1日以上 ④ 冬季 令和9年1月から2月までのうち1日以上	四半期ごと	ア 回答者の属性 イ 訪問目的 ウ 訪問地及び訪問の順序 エ 宿泊地及び宿泊日数 オ 利用交通手段 カ 消費額 キ 情報源 ク 不満点 ケ その他回答者の旅行実態に関する事項	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 神奈川県に来訪した外国人観光客	1,000件以上	有意抽出
12	環境農政局 資源循環推進課	神奈川県産業廃棄物処理実績調査	継続	令和8年6月1日～6月30日	年	ア 都道府県(県内は政令市についても区分)ごとの廃棄物種類別受入量 イ 年間の処理量及び中間処分後の残渣量	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 産業廃棄物の処分業許可を得ている全事業者	約380事業者	全数
13	健康医療局 医療整備・人材課	看護職員就業実態調査(病院)	継続	2026年5月～6月	年	病院に勤務する看護職員数、採用状況、退職状況、退職理由、保有資格等	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 「医療機関名簿」(医療企画課)から休止中を除く全ての病院	332件(昨年度実績)	全数

14	健康医療局 医療整備・人材課	看護職員就業実態調査(訪問看護ステーション)	継続	2026年6月	年	訪問看護ステーションに勤務する看護職員数、採用状況、退職状況、退職理由、保有資格等	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 事業所一覧情報(高齢福祉課)から休止中を除く全ての訪問看護ステーション	1,173件(昨年度実績)	全数
15	健康医療局 医療整備・人材課	看護職員就業実態調査(介護老人保健施設・特別養護老人ホーム)	継続	2026年6月～7月	年	介護老人保健施設・特別養護老人ホームに勤務する看護職員数、採用状況、退職状況、退職理由、保有資格等	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 事業所一覧情報(高齢福祉課)の全ての介護老人保健施設・特別養護老人ホーム	627件(昨年度実績)	全数
16	健康医療局 健康増進課	県民健康・栄養調査	継続	毎年11月上旬～11月下旬(実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。)	年	ア 栄養・食生活について イ 糖尿病について ウ 飲酒・喫煙について エ 歯及び口腔について オ 社会とのつながりについて カ 県の健康増進に係る計画や取組について	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 県内在住の15歳以上の男女	約1,000人	有意抽出
17	健康医療局 健康増進課	神奈川県栄養・食生活実態調査(仮)	新規	2026年9月1日から2026年9月30日(予定)	1回限り	県民の食傾向について	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 県内在住の20歳以上の男女	約3,500人	無作為抽出
18	県土整備局 県土整備経理課	公契約条例の可否を含めた検討のための労働者賃金等の実態調査	継続	令和8年11月1日～令和9年2月12日	年	職種、労働者の年齢、経験年数、就業形態、賃金形態、労働日数、労働時間数、基本日給、賃金等、年間労働日数	(1)地域的範囲 神奈川県全域 (2)属性的範囲 神奈川県に本店又は受任地を有し、県土整備局が発注した公共工事の受注者(元請企業)及びその受注者と下請契約する受注者(下請企業)	約200企業	全数
19	会計局 指導課	委託業務に係る賃金実態調査	継続	令和9年1月20日頃から令和9年2月20日頃	年	職種・年齢・経験(年・月数)・就業形態・賃金形態・労働日数(所定内)・労働時間数(所定内)・賃金の基本額・12月(11月で契約終了の場合は11月)の支払額	(1)地域的範囲 主に神奈川県全域 (2)属性的範囲 企業・法人・団体	約160者	全数

【参考】神奈川県統計調査条例
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、取用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

(2) 県統計調査 実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関の内部又は相互間で行うもの

イ 統計法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務として行うもの及び国の行政機関(統計法第2条第1項に規定する行政機関をいう。

第10条第1項第1号において同じ。)その他の者から委託を受けて行うもの